

本庄市若年がん患者在宅療養支援事業 助成事業のご案内



がんと診断された40歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅サービスの利用料等の一部を助成します。

対象者

サービス利用時に本庄市民であり、次の全てに該当する方

1. がんと診断された40歳未満の方で、医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断した方
2. 在宅療養生活で、支援及び介護が必要な方
3. 他制度で、同等の補助または給付を受けることができない方
4. 市税に滞納がない方

対象サービス・助成金額

対象サービスの利用料および購入費の9割を助成します。

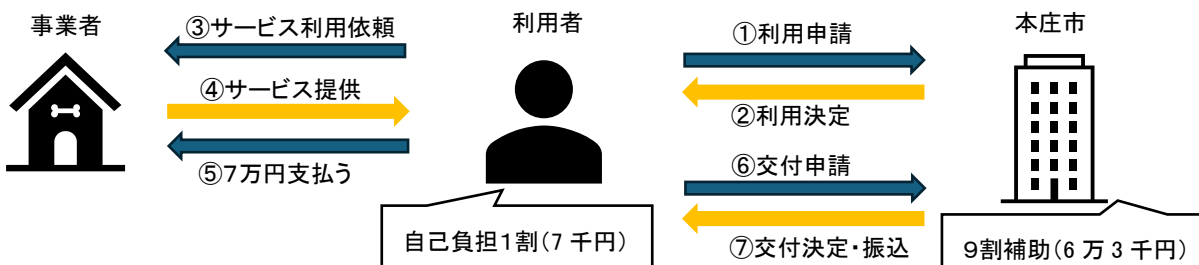
対象サービス		上限額
訪問介護	・身体介護 ・生活援助 ・通院等乗降の介助	
訪問入浴介護	訪問入浴介護	
福祉用具の貸与	・車いす（付属品含む。） ・特殊寝台（付属品含む。） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事を伴わないもの。） ・スロープ（工事を伴わないもの。） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・移動用リフト（つり具の部分を除く。） ・自動排せつ処理装置	合わせて月額 72,000円
福祉用具の購入	・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分	1回限り 90,000円

※対象サービスは、介護保険法上の指定を受けたサービス事業者とします。

※このほか、医師が作成する意見書の作成料（上限額 5,000円/1回限り）、介護支援専門員による事業所との連絡調整の費用（上限額 10,000円/月）を助成します。

※生活保護受給世帯の方は、10割の助成となります。

(例)1か月7万円の訪問介護サービスを利用した場合



申請の流れ

事前申請が必要です。

サービス利用を開始する日の前日までに、申請します。

※令和8年4月1日～9月30日までに利用した分については、10月31日まで申請可能です。

事前相談

利用を希望する方は、健康推進課へ事前にご相談ください。

利用申請

以下の書類を、健康推進課へご提出ください。※利用開始日の前日まで

- (1) 本庄市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第2号）
- (2) 意見書（本庄市若年がん患者在宅療養支援事業）（様式第1号）

利用決定

申請書類を審査し、利用決定すると、市から決定通知書を郵送で送付します。

※内容に不備がある場合、健康推進課から連絡する場合があります。

サービス等利用

利用決定後、サービスを提供する事業者へ利用者が直接依頼し、利用を開始、または購入（介護保険法の指定または委託を受けたサービス事業者）します。

サービス利用料等の支払い

利用者は、サービスを提供する事業者から請求された額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を、必ず発行してもらい保管してください。

サービス利用料等の請求

次の書類を、健康推進課へご提出ください。※利用月の翌々月10日まで

- (1) 本庄市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第7号）
- (2) サービス提供事業者の発行する領収書、明細書
- (3) 意見書作成料の領収書 ※1回限り
- (4) 介護支援専門員のサービス調整に要した費用の領収書

サービス利用料等の支払い

請求書類の内容を審査し、市から交付（不交付）決定通知書を郵送します。

交付する場合は、市から指定の口座へ助成金を振り込みます。

サービス利用変更（廃止）申請

次に該当するときは、利用変更（廃止）申請書（様式第4号）が必要になります。

- (1) 利用申請書に記載した内容に変更が生じたとき
- (2) サービス等を利用する必要がなくなったとき
- (3) 対象者の要件に該当しなくなったとき

【問い合わせ・申請先】

本庄市健康推進課（本庄市保健センター内） 成人保健係

住所：本庄市北堀1422番地1

TEL：0495-24-2003 FAX：0495-24-2005



申請について



事前相談後、以下の「申請時に必要な書類等」を提出してください。

申請時に必要な書類等

①	本庄市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、利用者本人または本人から委任を受けた方です。 対象者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。 サービス等の利用開始前日までに申請します。 ※ただし、令和8年4月1日～9月30日までの利用分については、10月31日までの申請が可能です。
②	意見書(本庄市若年がん患者在宅療養支援事業) (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医に、意見書を記入していただきます。
③	申請者と利用者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等) 申請者が利用者本人と異なる場合は、申請者(受任者)の本人確認書類、申請者が未成年後見人・成年後見人の場合は、代理権を証明するものを添付してください。

請求時に必要な書類等

①	本庄市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、利用者本人または本人から委任を受けた方です。 対象者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。 次の書類を添えて、利用月の翌々月10日までに申請・請求します。 <p><訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①領収書 ②サービス利用明細書(内容、回数、金額がわかるもの) ※明細書がない場合は、様式第7号の裏面をサービス提供事業所が記入したもの(事業所が複数になる場合はそれぞれ記入)。 <p><福祉用具購入の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①納品書および領収書 ②購入した福祉用具のパンフレット等 <p><意見書、介護支援専門員による連絡調整に要した費用の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①領収書 ※利用決定日の属する年度内の申請が可能です。 ②様式第7号(別紙)(様式第7号に含まれる内容であれば様式は問いません)
②	振込先金融機関口座が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 通帳、キャッシュカード等の写し ※利用者または受任者以外の口座には振り込めません。
③	申請者と利用者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等) 申請者が利用者本人と異なる場合は、申請者(受任者)の本人確認書類、申請者が未成年後見人・成年後見人の場合は、代理権を証明するものを添付してください。

※様式は、健康推進課窓口で配布、または市ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】

本庄市健康推進課（本庄市保健センター内） 成人保健係

TEL：0495-24-2003

FAX：0495-24-2005

市のホームページは
こちら→



【申請先】

①健康推進課窓口（本庄市保健センター内）に持参

受付時間：午前8時30分～午後5時

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

②郵送（申請期限必着）

送付先 〒367-0031 本庄市北堀1422番地1

本庄市健康推進課（本庄市保健センター内） 成人保健係 宛

※特定記録等、配送記録が残るもので郵送をお願いします。